

一斗五升のもの 一日に付き 五合

即ち就業すればするだけ貸與するけれども二十五日以上に對しては貸與しないこと従来通りとす

但し此点は高米の従来二斗五升の者が一日一升、一斗五升のものが一日六合となつたのに比べ少し釣合がとれない

から此点は奨励金を左の如く増加して其權衡をとることにする

特別奨励金 二十六日以上 四十錢

全 二十八日以上 六十錢

高米労働者の特價米が一日一升又は一日六合となつたので安米鑑夫に對する私傷病期間の特價米現金買の量は定買七十錢以上のものは二斗八升、七十錢未満のものは一斗七升とする

(八) 坑内災害豫防奨励金制度の創設

坑内作業は性質上随分危険の伴ふものだから少しの抽斷が思はぬ大事となることあり各人常に緊張して注意を怠らす事を未然に防ぐ様心掛けられ度く茲に此制度を新に設けて其の給與を左の通り定めたり

一、坑内に就業したる労働者月に二十日以上(通參早退の日を除く)無事に入坑せるとき 一工に付き 十八錢

支柱夫、監岩機夫、坑夫差配及撥扱に従事する小仕事の負夫 一工に付き 十八錢

負夫、鐵管其他採鑛場に従事する機械夫 一工に付き 十四錢
機械夫、其他採鑛場以外の労働者 全 八錢

撥扱きに従事したるときは特に其日の坑内災害豫防奨励金を二十錢とす

一ヶ月に於て種類の異なる業務に従事したるときは日割計算として之を給與す

二、坑内に就業したる労働者月に二十日未満無事に入坑せるとき 六錢
凡て一工に付き 六錢

但し撥扱きに従事したるときは特に其日の坑内災害豫防奨励金を二十錢とす其他特に危険なる業務に従事したるときは一工に付十四錢迄の範圍に於て其都度之を定むることあるべし

(九) 皆勤賞に就て

皆勤賞は従來ある所ど、ない所であるから、ない所には今度新に設けること、す

但し従來ある所でも其制度は可成やゝこしらから此際改正を加へて成るべく統一を計りたい、唯今發表する能はるるも近日發表する

(一〇) 慰勞金に就て

慰勞金は大阪では従來一つの労働者待遇方法として設けられ居りしも、當所は戦時好景氣の時其年に限り給與する所